

檜葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて

平成 24 年 7 月 31 日

原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域及び警戒区域について、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成 23 年 12 月 26 日、原子力災害対策本部決定)に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。

(1) 檜葉町

- ① 陸域の避難指示区域を、別添 1 の公示のとおり、避難指示解除準備区域に見直す。また、前面海域[※]の避難指示区域を解除する。
- ② 陸域及び前面海域[※]の警戒区域を解除する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の見直しは、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時に行う。

※ 檜葉町の前面海域は、檜葉町と富岡町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯 37 度 18 分 59 秒）から南側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域をいう。

(2) 富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の海域であって、東経 141 度 5 分 20 秒（陸域から約 5 キロメートル）から東側の海域について、避難指示区域及び警戒区域を解除する。
- ② 檜葉町の区域見直しに併せ、上記①の見直しは、平成 24 年 8 月 10 日午前 0 時に行う。

2. 本決定を踏まえ、檜葉町長に対し、別添 2-1 のとおり指示を行うとともに、富岡町長、大熊町長、双葉町長及び浪江町長に対し、別添 2-2 のとおり指示を行う。

以上